

## 教育委員会定例会(3月)会議録

日 時	平成28年3月30日(水) 10時30分～12時00分	
場 所	市役所3階303会議室	
出席委員	永田 見生 (委員長)	半田 利通 (委員)
	岡部 千鶴 (委員)	日野 佳弘 (委員)
	白水 美弥子(委員)	堤 正則 (委員、教育長)
事務局	窪田 俊哉(教育部長)	竹村 政高(市民文化部次長)
	西田 正典(学校教育改革担当次長)	後籾 真 (教育センター所長)
	眞崎 宗明(学校施設課長)	石橋 康秀(教職員課長)
	栗山 勝典(学校教育課長)	上野 順也(学校教育課学務主幹)
	松本 良一(学校教育課指導主幹)	刈茅 洋子(学校保健課長)
	井上 正史(人権・同和教育課長)	澁田 光弘(城島事務所所長)
	田中 克実 (三瀨事務所長)	稲益 久之(体育スポーツ課長)
	井上 隆夫(生涯学習推進課長)	園井 正隆(文化財保護課長)
	下川 和彦(中央図書館主幹)	酒井 陽一 (教育部補佐)

### 3 議 案

- 第10号議案 久留米市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則
- 第11号議案 久留米市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
- 第12号議案 久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則
- 第13号議案 久留米市スポーツ推進委員の委嘱について
- 第14号議案 学校評議員の委嘱について
- 第15号議案 第3期久留米市教育改革プラン(久留米市教育振興基本計画)
- 第16号議案 平成28年度久留米市教育委員会事務局等職員の人事異動の臨時代理について
- 第17号議案 平成28年度久留米市立学校教職員の人事異動内申の臨時代理について
- 第18号議案 平成28年度久留米市立高等学校教職員の人事異動の臨時代理について

### 4 協議事項

- (1) 平成28年度教育施策要綱(案)について 一部別冊

### 5 報告事項

- (1) 教育委員会後援事業等に関する報告
- (2) 平成28年第1回一般質問回答要旨について
- (3) 通学路の交通安全対策について
- (4) 久留米商業高校経営科学科[特別進学コース含む]について(3年経過後の総括)
- (5) 平成28年度新設 南筑高校スポーツキャリアコースについて
- (6) 学校における障害者差別解消法の啓発チラシについて
- (7) 国立国会図書館デジタル化資料送信サービスの開始について

- (8) 京都相国寺・金閣寺の美 若冲と仁清
- (9) 城島ふれあいセンター条例の別表の取り扱いについて
- (10) その他

## 議案

### 第10号議案 久留米市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

委員長 ただいまから、「久留米市教育委員会3月定例会」を開会いたします。本日の第16号議案から18号議案は人事に関する議案なので、非公開にて審議したいと思います。では、議案の審議に入ります。

「第10号議案 久留米市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則」について、事務局から説明をお願いします。

事務局 《議案説明》

委員長 ただいま事務局より第10号議案について説明がありましたが、ご質問やご意見はありますか？

(全委員) (特になし)

委員長 皆様のご異議がないようですので、第10号議案を原案のとおり承認いたします。次に、「第11号議案 久留米市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」について、事務局より説明をお願いします。

### 第11号議案 久留米市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

事務局 《議案説明》

委員長 ただいま事務局より第11号議案について説明がありましたが、ご質問やご意見はありますか？

(全委員) (特になし)

委員長 皆様のご異議がないようですので、第11号議案を原案のとおり承認いたします。次に、「第12号議案 久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則」について、事務局より説明をお願いします。

### 第12号議案 久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

事務局 《議案説明》

委員長 ただいま事務局より第12号議案について説明がありましたが、ご質問やご意見はありますか？

委員長 具体的にはどのようなものがあるのですか。

事務局 例えば、通学区域変更の届出があり、それに対して教育委員会が決定を行ったが、届出者が決定内容に不服があり、不服申し立てとなった場合、今までは教育長に事務委任がされておりましたので、教育委員会に諮ることはなかったのですが、今度の法改正の趣旨を踏まえ、今回の規則改正を行いますと、教育委員会で審議いただくこととなります。

A委員 なんらかの形で訴訟等になった場合、今後は我々が議案として審議するということがよろしいでしょうか。

委員長 最終決定権者は誰になるのでしょうか。

事務局 決定は教育委員会となります。法の趣旨が合議体である教育委員会であれば、一定の公正性が保たれており、審理委員会等は必要ないということになっておりますので、その趣旨を踏まえて教育委員会で審議するということとなります。

委員長 他にございませんか。皆様のご異議がないようですので、第12号議案を原案のとおり承認いたします。次に、「第13号議案 久留米市スポーツ推進委員の委嘱について」、事務局より説明をお願いします。

#### 第13号議案 久留米市スポーツ推進委員の委嘱について

事務局 《議案説明》

委員長 ただいま事務局より第13号議案について説明がありましたが、ご質問やご意見はありますか？

(全委員) (特になし)

委員長 皆様のご異議がないようですので、第13号議案を原案のとおり承認いたします。次に、「第14号議案 学校評議員の委嘱について」、事務局より説明をお願いします。

#### 第14号議案 学校評議員の委嘱について

事務局 《議案説明》

委員長 ただいま事務局より第14号議案について説明がありましたが、ご質問やご意見はありますか？  
(全委員) (特になし)

委員長 皆様のご異議がないようですので、第14号議案を原案のとおり承認いたします。次に、「第15号議案 第3期久留米市教育改革プラン（久留米市教育振興基本計画）」について、事務局より説明をお願いします。

第15号議案 第3期久留米市教育改革プラン（久留米市教育振興基本計画）

事務局 《議案説明》

委員長 ただいま事務局より第12号議案について説明がありましたが、ご質問やご意見はありますか？

B委員 資料4のところで、よいところがないと思う生徒が39.5%いるという意見ですが、これは100%から60.5%を引いた数字ということですか。この実態調査の質問は、あるかないかの2者択一なのですか。

事務局 これは、全国的に実施されております全国学力・生活実態調査の設問でして、問いがそのようになっております。

B委員 よいところがないというように捉えるような質問ですか。よいところがあると思っただけでなく、よいところがないとまでは思っていない子どもたちもいると思うのですが。積極的に肯定的に捉えることができない子どもたちがいるということでしたら分かるのですが、よいところがないと答えたと決め付けていいものなのでしょうか。

事務局 正確に言いますと、自分にはよいところがあると答えきれていない子どもたちの割合ということです。現実的に、よいところがあると答えきれていない子どもたちがいるのは事実ですので、答えきれるようにしていきたいと考えておりますので、文言の付け加えをさせていただきました。

B委員 表現は、「しかし、自分を積極的に肯定して捉えることができない」としたらどうでしょうか。よいところがないと決め付けてしまうような表現はしない方がいいと思います。

- 事務局 そのような表現に修正させていただきます。
- C委員 このパブコメの回答の取り扱いですが、質問者（個人・団体）に直接このような回答をするのでしょうか。
- 事務局 ホームページによる公表とし、直接質問者への回答を行うものではございません。
- C委員 この資料のような状態でホームページに掲載されるということですか。
- 事務局 今お示ししている形で掲載いたします。
- 委員長 他にございませんか。なければ、本議案は、委員の意見を踏まえ修正することとして、第13号議案を承認いたします。次に、協議事項に移ります。

#### 協議事項

##### 平成28年度教育施策要綱（案）について

- 委員長 協議事項（1）「平成28年度教育施策要綱（案）について」、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 《協議事項説明》
- 委員長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご質問やご意見はありますか？
- D委員 重点事業10-1で市内全学校に配置してあるスクールカウンセラーですが、月2回派遣校と月1回派遣校がありますが、その違いはどういったものがあるのでしょうか。
- 事務局 2回派遣校については、学校の規模のほか、子どもたちの実態に応じ、特にきめ細かな対応を行う必要がある学校ということで、学校と協議して決定しております。
- D委員 年々派遣校が変わってくることもありえるのでしょうか。

事務局 予算にも限りがありますので、より有効に活用するために学校と協議しながら決定していきますので、変更もあります。

A委員 先ほどの第3期教育改革プランとも関連するのですが、パブリックコメントを受けて、プランの9Pの(3)で子どもの貧困対策が記載されています。このプランを受けて28年度の施策要綱を展開するのであれば、施策要綱にもなんらかの記述が必要だと思うのですが、どのように整理されているのでしょうか。

事務局 第3期教育改革プランでは、9Pの市全体での取り組み及び関係機関との連携・協働というところに、教育の大綱に記載している事項をしっかりと実施していくためには市長部局との連携とりわけ子どもの貧困対策という点では、健康福祉部や子ども未来部と連携していくことが必要だということを記載しております。一方で、教育施策要綱(案)は、1つ1つの事業について記載をしているところがございます。例えば不登校対策としてのスクールソーシャルワーカーや、学力の保障という部分での市単独少人数授業や学力向上コーディネーターを事業として記載しておりますが、その背景にあるのは、厳しい家庭環境等にどう配慮していくのかという点で、子どもの貧困対策ということで捉えております。しかし、具体的に子どもの貧困対策という名称では施策要綱には記載しておらず、貧困対策というよりはその根源たる家庭環境や貧困の連鎖につながる学力をいかに保障していくかということで整理しております。ただ、今のご指摘を踏まえて、連携を充実させるといった文言を付け加えることができるのではと思った次第でございます。

A委員 新たに事業を追加してほしいということではありませんので、市全体で取り組んでいきたいものの背景に貧困などがあるといったことが分かる表現を記載していただきたいと思います。

事務局 次回の議案提出時には、ご指摘を踏まえたものを提出したいと思っております。

委員長 教育改革プランは平成31年度までですが、この施策要綱はどうなりますか。

事務局 教育改革プランは中期的計画、施策要綱はプランを実行していくための事業計画として位置づけております。施策要綱については毎年度策定していきます。

教育長 施策要綱については、今までも事業の評価についてご意見をいただいております。今回の教育改革プランの中で目標として掲げている評価指標との関係などを整理しながら、施策要綱段階でどうするのか、事務局で検討させていただきたいと考えております。

委員長 最近の国の動向を見ますと、2020年を完成年度としているものが多いと感じています。そのほかにもスマート社会やICTなどもよく聞きます。そのような国の施策に遅れることがないように、施策要綱は策定していく必要があると思いますので、よろしく願いいたします。

委員長 他にご意見等ございますか。なければ、報告事項に移ります。

#### 報告事項

- (1) 教育委員会後援事業等に関する報告
- (2) 平成28年第1回一般質問回答要旨について
- (3) 通学路の交通安全対策について
- (4) 久留米商業高校経営科学科[特別進学コース含む]について（3年経過後の総括）
- (5) 平成28年度新設 南筑高校スポーツキャリアコースについて
- (6) 学校における障害者差別解消法の啓発チラシについて
- (7) 国立国会図書館デジタル化資料送信サービスの開始について
- (8) 京都相国寺・金閣寺の美 若沖と仁清
- (9) 城島ふれあいセンター条例の別表の取り扱いについて
- (10) その他

#### 今後のスケジュール

- 4月定例会：4月18日 15時～ 本庁舎3階303会議室
- 5月定例会：5月23日 15時～ 本庁舎3階308会議室

永田委員長 (委員長) それでは、非公開議案について審議したいと思いますので、関係者以外の方は退出をお願いします。

#### 非公開議案

第16号議案 平成28年度久留米市教育委員会事務局等職員の人事異動の臨時代理について（原案のとおり承認）

第17号議案 平成28年度久留米市立学校教職員の人事異動内申の臨時代理につ

第18号議案 平成28年度久留米市立高等学校教職員の人事異動の臨時代理について（原案のとおり承認）

永田委員長  
（委員長） 全ての審議が終了しましたので、以上で教育委員会第3月定例会を閉会いたします。